

常任委員会審査 Q & A



旭市議会
会議録検索
システム

議案や請願・陳情を分野別に各委員会に振り分け、専門的に審査をします。審査後は、賛成・反対を決め、本会議で報告します。質疑と答弁の要旨の一部は次のとおりです。詳しい内容を知りたい場合は9月中旬に掲載予定の会議録をご覧ください。

建設経済常任委員会

令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について(議案第1号)

Q 漁業振興基金積立金の残高について、今回の補正額1億2000万円を入れたらどれぐらいになるのか。

A これまでに頂いた出捐金もある。今回の1億2000万円を合計すると、2億4000万円を出捐金として頂いている。ただ、すでに取り崩して使ったものもあるので、残高としては2億2032万円。

Q 基金の使途はどのようなものになるのか。漁業者に対する補助など、漁業に関するものであれば使えるといった認識でよいのか。

A 基金は海匠漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会で意見を伺い、使途が決定する。漁業振興に関する事業を対象とし、現在、漁業施設の改修について海匠漁業協同組合から要望を受けている。



審査結果

委員会付託の3議案について、全員賛成で原案のとおり可決。

文教福祉常任委員会

令和8年度旭市一般会計補正予算の議決について(議案第1号)

Q 生活扶助費の追加給付分について、給付額は1世帯当たりいくらになるのか。

A 生活保護世帯の追加給付は、世帯の人数やその状況、障がいの有無などによる加算があるため、追加給付額は様々である。国が示した級地による平均的な単価によると旭市は6万4000円であり、これに世帯数を乗じて計上した。

Q 追加給付の手続き方法は。

A 生活保護受給中の世帯は申し出等は不要で、プッシュ式で追加給付する。生活保護の廃止世帯は、夏頃に受け付けを開始する予定である。

財産の取得について(旭市立ひかた椿小学校統合備品一式)(議案第12号)

Q 備品の取得にあたり、既存の備品をどの程度、再利用、転用し、どの程度を新規取得するのか、選定基準と調整状況は。

A 備品の再利用の判定は、備品台帳から購入年度や規格、耐用年数を確認しながら、破損や劣化状況を教職員と一緒に確認し、安全性を最優先に判断した。

審査結果

委員会付託の7議案について、全員賛成で原案のとおり可決。請願3件について、請願第1号は賛成少数で不採択、その他請願は全員賛成で採択。

総務常任委員会

旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(議案第3号)

Q 不利益処分としてどのような事例が考えられるか。

A 行政手続条例では、行政庁が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、またはその権利を制限する処分と規定されており、具体的には道路占用許可の取り消しや市営住宅に入居している方への明け渡し請求などが考えられる。

財産の取得について(指揮車1台)(議案第13号)

Q 消防車両はどれも高額だと思うが、2611万円の指揮車購入による行政効果は。

A 出動案件が複雑多様化・大規模化する中で、指揮車の機能を向上させ、情報収集や統括管理をすることによって、職員の安全にも繋がるため効果は非常に高いと考える。



審査結果

委員会付託の7議案について、全員賛成で原案のとおり可決、承認。